

久末小学校体育館等改築その他設計業務
指名型プロポーザル説明書

平成25年2月

- 1 件名 久末小学校体育館等改築その他設計業務指名型プロポーザル
- 2 業務の内容 別紙1 業務説明資料のとおり
- 3 質問書(様式-1)の提出
本書等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出してください。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。
 - (1) 提出期限 平成25年2月26日(火) 正午まで 必着
 - (2) 提出先 事務局：川崎市まちづくり局施設整備部施設計画課
メールアドレス：50sisetu@city.kawasaki.jp
 - (3) 提出方法 様式-1に記入のうえ電子メールの添付ファイル(Microsoft Word2003形式及びPDF形式(社印入))として事務局に送信してください。また、事務局より着信を確認した旨をメールにて返送するので、それにより着信を確認してください。
 - (4) 回答方法 提出された質問及び回答は平成25年3月1日(金)より次のホームページに掲載いたします。

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-5-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

- 4 技術提案書の内容
 - (1) 技術提案書は、別添の所定の書式(様式-2~6)に基づき作成するものとします。なお、所定の書式以外の使用は認めません。
 - (2) 提案にあたっては、次の項目に関する事項を所定の様式に記載してください。
 - ア 管理技術者の経歴及び業務実績等について(様式-3)
 - イ 担当技術者(意匠、構造、電気設備、機械設備)の経歴及び業務実績について(様式-4)
 - ウ 業務の実施方針及び業務の実施手法について(様式-5)
 - エ 課題に対する提案について(様式-6)
 - (3) 配置予定技術者の条件は次のとおりとします。
 - ア 予定技術者の要件
管理技術者：一級建築士で5年以上の業務経験のあるもの。
 - イ 予定技術者に必要とされる業務の実績
管理技術者は、次に示す業務の実績を2件以上有するものとします。
 - ・4,000㎡以上の小学校若しくは中学校の新築、改築の設計業務担当技術者(意匠、電気、機械)は、次に示す業務の実績を有するものとします。
 - ・4,000㎡以上の小学校若しくは中学校の新築、改築の設計又は設計補助業務
 - ウ 手持ち業務量
委託期間中(平成25年5月～平成27年3月13日)の手持ち業務量
管理技術者：20,000千円以上の業務が5件未満である者
担当技術者：20,000千円以上の業務が2件未満である者
 - (4) 様式-3(管理技術者の経歴及び業務実績等)の作成にあたっては、次の事項に留意してください。
 - ア 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、記入欄の大きさについては適宜調整してください。また、写真や図版等の記載は不可とします。
 - イ 業務実績の記載件数は、3件までとします。
 - ウ 業務実績として記載できるものは、設計業務完了から10年以内のものとしてください。
 - エ 実績は管理技術者又は担当技術者として関わったプロジェクト等について記入してください。なお、プロジェクト等については、現在の会社での実績のみを記入してください。

- (5) 様式-4（担当技術者の経歴及び業務実績等）の作成にあたっては、次の事項に留意してください。
- ア 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、記入欄の大きさについては適宜調整してください。また、写真や図版等の記載は不可とします。
 - イ 業務実績の記載件数は、3件までとします。
 - ウ 業務実績として記載できるものは、設計業務完了から10年以内のものとしてください。
 - エ 実績は管理技術者又は担当技術者として関わったプロジェクト等について記入してください。なお、プロジェクト等については、現在の会社での実績のみを記入してください。
- (6) 様式-5（業務の実施方針及び業務の実施手法）の作成にあたっては、次の事項に留意してください。
- ア 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。枚数は1枚とします。ただし、枠の大きさについては適宜調整してかまいません。
 - イ 記入にあたっては、要点を明確にし、簡潔に記述してください。
 - ウ 多色刷りを可とします。
- (7) 様式-6（課題に対する提案）には、次の課題に関する提案を記載してください。

課題：「防災機能等を考慮した学校計画について」

東日本大震災を機に学校施設は、安全性のみならず、地域の避難所としての防災機能の充実が強く求められています。

本計画においては、増改築を行う校舎及び体育館を整備するにあたり、災害時に自立的な運営が可能となる総合的な防災機能が必要と考えております。つきましては、実効性・経済性を考慮した災害時における防災機能及び既存校舎を活かした平面計画を提案してください。

※防災機能については、昨今の社会状況や本計画において重要と考える理由を貴社の実績を踏まえ、4つ以内で提案してください。想定される防災機能の羅列、一般論としての防災設備の優劣比較は不要です。

作成にあたっては、次の事項に留意してください。

- ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。
- イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用を可とします。
- ウ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式（A4サイズ、タテ）に収まる範囲で記述してください。ただし、枠の大きさについては適宜調整してかまいません。
- エ 多色刷りを可とします。
- オ 枚数は1枚とします。

5 技術提案書の提出

(1) 技術提案書の提出

- ア 提出部数 (様式-2) 1部、(様式-3~6) 12部 (クリップ留め)、PDF データ 1部
- イ 提出先 3(2)と同じ
- ウ 提出期限 平成25年3月13日(水) 正午まで 必着 (閉庁日及び時間外を除く)
- エ 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。)
PDF データは、電子メール又は CD-ROM にて提出ください。

(2) その他

所定の様式以外の書類については受理しません。

提出期限までに提出されない場合は辞退したものとみなします。また、貴社が辞退した場合でも、貴社が不利益な扱いを受けることはありません。

6 プロポーザル選定委員会

技術提案書に関する審議及び当該業務に最も適した提案者の特定は、次に示す委員会で行います。

名 称	久末小学校設計業務指名型プロポーザル選定委員会	
所掌事務	技術提案書の評価及び特定に関すること	
委 員	委員長	毛塚 尚男 (まちづくり局施設整備部長)
	副委員長	降屋 力 (まちづくり局施設整備部調整・支援担当課長)
	委員	内野 俊之 (まちづくり局施設整備部公共建築担当課長)
	委員	鈴木 徹 (教育委員会教育環境整備推進室学校整備プロジェクト推進担当課長)
	委員	伊吾田幸一 (教育委員会教育環境整備推進室計画推進担当課長)

7 選定方針

本プロポーザルの審査は、二段階審査方式で行います。

一次審査は、「技術提案書(様式-3~6)」により評価し、原則として、上位5者程度を選定します。

二次審査は、一次審査にて選定された提案者による提案内容の説明及びプロポーザル選定委員からの質疑応答を行い、本設計業務に適した最優秀者を特定します。

8 二次審査

次により、二次審査を行います。

- (1) 実施日時 平成25年3月22日(金) 午後
- (2) 実施場所 明治安田生命ビル 2階 第4会議室(予定)
川崎市川崎区宮本町6番地
- (3) 出席者 管理技術者1名(必須)、担当技術者2名までとし計3名以下としてください。
- (4) その他 時間等詳細については平成25年3月19日(火)にお知らせします。
使用する説明資料は、提出された技術提案書のみとし、新たな説明資料を追加することはできません。また、パワーポイントや拡大したパネルなどの使用はできません。

9 評価項目

別紙2 「指名型プロポーザル技術提案書評価基準」に掲げる評価項目について、評価を行います。

10 その他

- (1) 技術提案書の作成及び提出等に係る費用は貴社の負担とします。
- (2) 無効となる技術提案書、失格となる提案者
 - ア 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

- イ 本書に指定する技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 技術提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - キ 本プロポーザル方式による設計者選定に関して選定委員会との接触があった者。
 - ク 二次審査に出席しなかった者。
- (3) 特定結果の通知
- 技術提案書を提出した者のうち、当該業務に最も適した提案者として特定された者及び特定されなかった者に対して、書面により結果を通知します。なお、特定された場合であっても、提案内容の履行を保証するものではありません。
- (4) 手続において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否
- 要する。
- (6) 技術提案書の取扱い
- ア 本プロポーザルにおいて提出された書類は返却しません。また、川崎市は、この書類を保存、記録及び公表する権利を有するものとし、使用料等は無償とします。
 - イ 技術提案書の提出後、川崎市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- (7) その他
- ア 技術提案書に記載した管理技術者及び担当技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
 - イ 技術提案書の作成のために川崎市において作成された資料は、川崎市の了解なく公表、使用することはできません。
 - ウ 本プロポーザル方式による設計者選定は、受託者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
 - エ 技術提案書の提出は、1者につき1案のみとします。
 - オ 現地説明会は開催しません。なお、独自に現地調査を行う場合は、近隣住民及び施設利用者等に迷惑がかからないよう十分配慮してください。
 - カ メールにて送信する添付ファイルの容量は2MBまでとし、2MBを超える場合は、複数に分割して送信するか、LZH形式にて2MB以下に圧縮してから添付し送信してください。
 - キ 川崎市は、特定された提案者と、後日、当該業務委託を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
 - ク 参加意向申出書の提出後契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとし、なお、特定された提案者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行います。
 - ケ 概算業務価格（上限）は約 42,000 千円（税込）を予定しています。
 - コ 概算工事価格（上限）は約 1,500,000 千円（税込）を予定しています。

(別紙1)

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、本プロポーザル方式による設計者選定のみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

- 1 件名 久末小学校体育館等改築その他設計業務
- 2 趣旨・目的 久末小学校は、児童数が増加傾向にあり、体育館の狭隘化に加えて将来的な教室不足等が課題となっております。
本計画は、久末小学校の体育館改築及び校舎増築により、児童数・学級数の増加に対応するとともに、既存校舎の改修を行い、教育環境の改善を図ることを目的とします。
東日本大震災を機に学校施設は、防災機能の充実や環境への配慮が求められています。そのため、増築校舎・既存校舎・体育館を総合的な観点から整備し、教育環境を向上させるとともに、高い防災機能を有する学校施設へ整備する必要があると考えます。
このため、設計者の選定方法を技術提案書に基づいたプロポーザル方式とすることにより、創造性や技術力・問題解決能力に優れた設計者を選定することとします。
- 3 履行期限 契約の日から平成27年3月13日まで
- 4 履行場所 川崎市高津区久末647番地
- 5 業務概要
 - ・久末小学校体育館等改築基本実施設計 一式
 - ・久末小学校内部改修実施設計 一式
 - ・外構基本実施設計 一式
 - ・既存体育館の解体撤去工事設計 一式
 - ・行政手続き等 一式
- 6 条件・仕様
 - (1) 地域地区の指定
市街化調整区域（建ぺい率：50%、容積率：80%）
 - (2) 周辺の状況
計画敷地は、JR 南武線武蔵新城駅から南に約 2,300m、西側、南側の住宅地から、高台に上がった場所に位置しています。周辺敷地は北側、西側、南側と畑であり西側の一部に戸建て住宅があります。道路とは北側、西側、南側の一部で接しています。
 - (3) 敷地面積
計画敷地 約 16,100 m²
 - (4) 敷地の状況
計画敷地は、ほぼ平坦地となっており、北側に久末 126 号線（認定幅員 2.73～9m）、東側に畑、南側に久末 144 号線（認定幅員 2.73～9.2 m）と畑、西側に久末 140 号線（認定幅員 2.12～3.06m）に接しております。
 - (5) 延べ面積
校舎増築・体育館改築 3,600 m²程度
既存校舎改修 5,100 m²程度

(6) 施設機能

別添「久末小学校体育館改築及び校舎増築に関する基礎調査（案）」
参照

7 事業工程（予定）

平成 25 年 5 月 ～平成 27 年 3 月	【設計業務】 平成 25 年 11 月 校舎増築・体育館改築基本設計期限 平成 26 年 3 月 既存校舎改修設計（平成 26 年工事分）期限 平成 26 年 12 月 体育館等改築実施設計期限 平成 27 年 3 月 既存校舎改修設計（平成 27 年工事分）期限
平成 26 年 7 月 ～平成 26 年 10 月	既存校舎改修工事
平成 27 年 7 月 ～平成 28 年 9 月	体育館等改築工事
平成 27 年 7 月 ～平成 27 年 10 月	既存校舎改修工事
平成 28 年 10 月	増築校舎・体育館供用開始
平成 28 年 10 月 ～平成 29 年 1 月	既存体育館・プール解体工事
平成 29 年 2 月 ～平成 29 年 8 月	屋外附帯工事
平成 29 年 9 月	全面共用開始

8 その他条件

既存校舎改修基本設計は完了しております。改修内容については、参考資料「久末小学校体育館改築及び校舎増築に関する基礎調査（案）」をご参照下さい。なお、改修工事は平成 24 年度より行っており、工事は夏休み期間を中心に行います。

9 参考資料

(1) 敷地現況図

(2) 久末小学校体育館改築及び校舎増築に関する基礎調査（案）

※ (2) は教育委員会教育環境整備推進室より指名者へ送付します。

(別紙2)

指名型プロポーザル技術提案書評価基準

1 一次審査について（書類審査）

表1における提案内容群について審査し、二次審査を行うもの（二次評価対象者）を5者程度選定する。

2 二次審査について（ヒアリング及び総合審査）

二次評価対象者に対するヒアリング及び技術提案書により、表1をもとに総合的に審査し、最優秀者及び優秀者を特定する。

表1 評価項目

評価項目		評価の視点
提案内容群	業務の実施方針・手法	・業務実施方針の妥当性
		・業務実施手法の妥当性
	課題に対する提案	◎提案の的確性・実現性
		・提案の独創性
追加項目群	ヒアリング	◎技術力
		◎理解度
		◎取組意欲

◎は、特に重視する項目を示す。

2 評価方法

(1) 一次審査

- a.各プロポーザル選定委員による投票にて、二次審査対象者を5者程度選定する。
- b.各プロポーザル選定委員の持ち分5票を投票する（1提案者につき1票）。

(2) 二次審査

- a.各プロポーザル選定委員による評価にて、最優秀者及び優秀者を特定する。
- b.各プロポーザル選定委員は評価の高い順に1位から3位まで3者を選定する。
- c.1位（3点）、2位（2点）、3位（1点）とし、各プロポーザル選定委員の評価の合計を、各提案者の評価点とする。

- (3) 評価点が同点となった場合は、出席した選定委員の多数決により過半をもって特定する。